

建設工事等に係る仮設トイレのし尿収集運搬手数料新設について

1 概要

このことについて、仮設トイレは1基当たりの汲み取り量が少なく遠距離が多いこと等（現場が近隣に民家が無い場合が多い）、突発の注文依頼により汲み取り業者の計画が立てづらく効率が非常に悪いため、汲み取りコストが高くなっている状況にあります。このことから、当組合管轄区域（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町熊石地区）の仮設トイレについては1基当たりの基本料金を新しく設定し、基本料金＋汲み取り料金という料金体制を新設することといたしました。

また、仮設トイレには畑などに農家が設置している常設のものや、イベント等の定期的な利用形態の仮設トイレは町内近郊に設置しているものが多いことから、これらを除外し、汲み取りコストが高い建設工事等に係るものに限定して手数料を加算することといたします。

2 建設工事等における仮設トイレの定義

建設業法に規定される、別表第1に掲げる建設工事29種類の建設業を営む者、（次頁参照）許可不要の軽微な建設工事を行う者【以下、建設業者という】が一時的に設置する仮設トイレが対象となります。

なお、設置場所に複数の仮設トイレがある場合は、それぞれ1基につき1,760円（税込）の仮設トイレ手数料が発生いたします。（通常のし尿運搬手数料を除く。）

（例：仮設トイレ3基を汲み取りした際の収集料金（1基につき1,760円とした場合）

通常のし尿収集料金は10ℓ/62円 【6.2円/ℓ】



仮設トイレの汲み取り数量 200ℓ + 150ℓ + 50ℓ = 400ℓ

6.2円/ℓ × 400ℓ = 2,480円※①

建設工事等仮設トイレ3基 1,760円 × 3基 = 5,280円※②

200ℓ 150ℓ 50ℓ

① 2,480円 + ② 5,280円 = 7,760円 ← 収集料金

別表第 1

建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）掲げる建設工事 29 種類

番号	略号	建設工事	建設業
1	土	土木一式工事	土木工事業
2	建	建築一式工事	建築工事業
3	大	大工工事	大工工事業
4	左	左官工事	左官工事業
5	と	とび・土木・コンクリート工	とび・土木工事業
6	石	石工事	石工事業
7	屋	屋根工事	屋根工事業
8	電	電気工事	電気工事業
9	管	管工事	管工事業
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
12	筋	鉄筋工事	鉄筋工事業
13	ほ	舗装工事	舗装工事業
14	しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
15	板	板金工事	板金工事業
16	ガ	ガラス工事	ガラス工事業
17	塗	塗装工事	塗装工事業
18	防	防水工事	防水工事業
19	内	内装仕上工事	内装仕上工事業
20	機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
21	絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
22	通	電気通信工事	電気通信工事業
23	園	造園工事	造園工事業
24	井	さく井工事	さく井工事業
25	具	建具工事	建具工事業
26	水	水道施設工事	水道施設工事業
27	消	消防施設工事	消防施設工事業
28	清	清掃施設工事	清掃施設工事業
29	解	解体工事	解体工事業

3 建設工事等における仮設トイレの手数料に係る Q&A

○：仮設トイレ手数料が発生します。

×：仮設トイレ手数料は発生しません。

1) 建設業法の建設工事【許可不要の軽微な建設工事を含む】(以下、建設業者という)に該当する業として営んでいる町内・町外の法人の取扱いはどうなりますか。

A. ○ 建設業者に該当する業種の事業者からの依頼については、仮設トイレ手数料が発生します。

2) 農家、農業法人の取扱いはどうなりますか。

A. × 農家及び農業法人(合名・合資・有限などの会社や農事組合法人)は建設業者に該当しないため、仮設トイレ手数料は発生しません。

3) 個人が私有地等に仮設トイレを設置したとき。

A. × 建設業者に該当しないため、仮設トイレ手数料は発生しません。

4) 仮設トイレの仮設トイレ手数料が発生しない場合とはどのようなときですか。

A. × 建設業者に該当しない職種。

例) 該当しない職種として、農家、農業法人、官公庁、教育・社会福祉事業、NPO法人、イベントなど。

5) 他に法人で対象となる場合はありますか。

A. リース・レンタル会社のなかには、仮設トイレを収集運搬料金込みの料金プランがあり、その場合、建設業者に貸出しすれば、リース・レンタル会社へ仮設手数料を請求することとなり(リース・レンタル会社から仮設トイレの汲み取り依頼があった場合確認が必要)、収集運搬料金別の料金プランで建設業者へ貸出しする場合は、建設業者へ請求することになります。

また、リース・レンタル会社が個人や農家、イベントなど建設業者に該当しない貸出しは対象となりません。

6) 営利を目的とするイベントや営利を目的としないイベントの取扱いはどうなりますか。

A. × 営利及び非営利を問わず、イベント自体が建設業者に該当しないため仮設トイレ手数料は発生しません。

7) 建設業法の「許可不要の軽微な建設工事」とはどのような工事ですか。また、該当する場合にはどうすればいいの。

A. ○ 建設業法の「許可不要の軽微な建設工事」とは、建築工事・・・請負代金が1,500万円未満または延べ床面積が150㎡未満の木造住宅工事。

建築工事以外の建設行為・・・請負代金が500万円未満の工事のことです。

建設業法の許可は必要としない、軽微な工事ではありますが、仮設トイレ手数料は発生します。

また、個人事業主による請負の場合も対象となります。

この場合、建設業法の許可ができませんので、仮設トイレ収集依頼の際や現場で何の工事が行われているか直接確認して下さい。

8) 建設業法の該当職種はどのように判断すればいいですか。

A. 建設業法で建設現場ごとに公衆の見易いところに一定の標識を掲げることが義務付けされております。(法第40条) 標識で判断して下さい。



なお、「許可不要の軽微な建設工事」の場合、現場で何の工事が行われているか確認して下さい。

建設業の許可票			
商号又は名称	〇〇〇株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇		
監理技術者の氏名	専任の有無	〇〇〇	専任
資格名	資格者証交付番号	一般土木施工管理技師	第12345678901号
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業		
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 許可(〇〇) 第12345号 北海道知事		
許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		

9) 大型飯場等のユニットハウスは建設工事等仮設トイレとして取り扱いは。

A. × 大手建設会社の飯場等では大型のユニットハウスを使用していることが多く、簡単に移動できないもの、複数年使用される建物は、常設と判断され対象とはなりません。